

文化財の指定について

このことについて、別紙のとおり指定することとする。

(提案理由)

文化財の指定については、熊本県文化財保護条例第 4 条第 1 項及び熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 8 号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

熊本県文化財保護条例（昭和 5 1 年熊本県条例第 4 8 号）

（ 指定 ）

第 4 条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第 2 条第 1 項第 1 号で規定する有形文化財をいい、法第 2 7 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち、県民にとって重要なものを熊本県指定重要文化財（以下「県重要文化財」という。）に指定することができる。

2 ~ 6（略）

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 2 0 年熊本県教育委員会規則第 5 号）

（ 委任 ）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（ 1 ） ~ （ 1 7 ）（略）

（ 1 8 ）文化財の指定

（ 1 9 ） ~ （ 2 5 ）（略）

2（略）



文審第1号
令和7年（2025年）2月3日

熊本県教育長 様

熊本県文化財保護審議会
会長 伊東 龍一

文化財の県指定答申について（答申）

熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）第4条第3項の規定により令和7年（2025年）1月31日付け教文第2283号で諮問のありましたこのことについて、令和7年（2025年）2月3日に開催の熊本県文化財保護審議会において慎重に審議いたしました結果、下記物件1・2・3を重要文化財に指定するよう答申します。

記

物件1

名称：国造神社 神殿・拝殿 附棟札
指定種別：熊本県指定重要文化財（建造物）
答申理由：熊本県文化財指定及び選定基準
第1重要文化財 1建造物（2）、（3）ウ

物件2

名称：木造天部立像（伝十一面観音菩薩立像）
指定種別：熊本県指定重要文化財（彫刻）
答申理由：熊本県文化財指定及び選定基準
第1重要文化財 2絵画、彫刻、工芸（1）、（3）

物件3

名称：寛政津波教訓碑
指定種別：熊本県指定重要文化財（歴史資料）
答申理由：熊本県文化財指定及び選定基準
第1重要文化財 5歴史資料（1）

調書

阿蘇市「国造神社 神殿・拝殿」の県指定重要文化財(建造物)の指定について

名 称	国造神社 神殿・拝殿 附棟札 (こくぞうじんじゃ しんでん・はいでん つけたり むなふだ)
員 数	2 棟
種 別	重要文化財(建造物)
指定理由	熊本県文化財指定及び選定基準 第1 - 1(2)、(3)ウ
申 請 者	阿蘇市教育委員会
所 在 地	阿蘇市一の宮町手野 2110 番 1
所 有 者	宗教法人 国造神社
概 要	<p>国造神社は、阿蘇市一の宮町手野に所在し、「続日本後紀」や「延喜式」神名帳に記された古社である。「延喜式」神名帳には、肥後国4座のうちの1社とあり、「官幣大社阿蘇神社由緒竝二配祀神名調書」(国文学研究資料館所蔵)によると、景行天皇18年(88年)に勅により国造神社を「修造」し、速瓶玉命を祀ったとする。祭神は、速瓶玉命・雨宮媛命・高橋神・火宮神の4神である。現在の社殿は、鳥居の奥、一段高くなった敷地に拝殿、後方に幣殿、そして神殿が配されている。阿蘇神社の北に鎮座することから「北宮」とも呼ばれていた。</p> <p>中世の国造神社社殿の様子を示す資料として、「阿蘇神社縁起絵巻断簡写」(阿蘇家文書、熊本大学所蔵)と「阿蘇社社殿絵巻」(阿蘇神社所蔵)がある。前者には4間社入母屋造の神殿が描かれており、後者には4神を祀る入母屋造の神殿と入母屋造妻入の拝殿が描かれている。神殿が4間社という珍しい形式になっているのは、祭神が4神存在することに関係すると思われる。</p> <p>神殿から見つかった棟札には、寛文12年(1672年)に火災により社殿が全焼したため、寛文13年(1673年)に細川家第3代熊本藩主細川綱利によって再興されたと記されている。</p> <p>神殿は、桁行4間、梁間2間、入母屋造、平入、向拝3間、銅板葺である。柱は丸柱で槍鉋痕が認められ、組物は出組で支輪をつける。木鼻は波の絵様が施されるが、17世紀後半以降に見られるような獅子鼻や象鼻ではない。中備にある本臺股は、彫物は華やかでありながら、装飾が足の中からはみ出すことなく納まっていて古めかしい。虹梁の絵様は、渦と若葉が一体となっているが渦の溝が細く、棟札に記載のある神殿が再建された年代に見られる特徴である。内部は一室であるが、4間の各柱間に4神を祀る宮殿を安置する。4間社の神殿は、「熊本県近世社寺建築緊急調査報告書」等によると、熊本藩では国造神社のみと考えられ、中世以来の姿が継承されている可能性が高い。</p> <p>向拝は、中央2間に柱はなく、礎石上に方形礎盤を置いて面取付き角柱を立てる。互いに虹梁型頭貫でつなぎ、身舎柱とは海老虹梁でつなく。組物は、中央の2つは平三斗、両端は連三斗、中備は臺股である。組物上には「唐草」</p>

を彫り出した手挟たばさみを入れ、建物に彩色は認められない。棟札や細部意匠等から総合的に判断して、神殿の建立年代は寛文 13 年と考えられる。

屋根は現在銅板葺であり、昭和 31 年（1956 年）の棟札に、すでに神殿銅板屋根工事の記載があるので、遅くともこの時から銅板葺であると考えられる。ただし、「官幣大社阿蘇神社由緒竝二配祀神名調書」（大正 12 年前掲）には檜皮葺とあり、昭和 4 年（1929 年）の写真でも檜皮葺のように見えるので、以前は檜皮葺であった可能性が高い。

拝殿は、桁行 3 間、梁間 3 間、入母屋造、妻入、正面 1 間向拝付、銅板葺である。柱は角柱とし、組物はだいとふなひじきこぶしほなつき大斗舟肘木拳鼻付である。

内部は板敷、天井は一回り小さい格天井を四隅の組物から伸ばした手挟状の肘木で支え、天井と桁の間に吹き寄せにした垂木たるきを見せる。四隅の柱間には、パネル型面格子が入るが、これは平成 31 年（2019 年）に耐震補強のために取り付けられた新材であり、補強前の内法下は吹き放ちであった。

向拝は、礎石上に角柱を立て、組物はなく、直接桁を受ける。向拝柱は、桁よりやや低い位置で互いに虹梁型の貫こうりょうがたでつなぎ、身舎柱とは海老虹梁もやばしらでつなぐ。拝殿についても、彩色は神殿同様認められない。

拝殿については、造営を示す棟札が残されていないが、正面および背面中央間の虹梁型飛貫ひぬき えようの絵様は渦の部分が花に変化しかけており、臺股の「足」は屈曲が多いこと、懸魚が鶴の丸彫りになっていることから、神殿よりもやや時代が下ると考えられる。

「けんしゃこくぞうじんじやしんでんならびにはいでん縣社国造神社神殿并拝殿」と題された戦前と思われる絵葉書に写る拝殿に、向拝はなく、昭和 31 年（1956 年）に拝殿の修理を行ったと記された棟札があるため、拝殿の向拝はこの時に増築されたと考えられる。

また、屋根葺材は現在銅板葺であるが、「官幣大社阿蘇神社由緒 竝二配祀神名調書」（大正 12 年前掲）に「とちぶき枿葺」とあり、昭和 4 年（1929 年）の写真では銅板葺にみえるので、遅くとも昭和 4 年には現状と同じ銅板葺になっていたが、以前は枿葺であった可能性が高い。

拝殿後方、神殿側に幣殿が接続するが、これは部材も新しく昭和 31 年に新築されたことが棟札から明らかである。

以上のように、国造神社神殿は寛文 13 年建立の貴重な神社建築で、熊本県近世社寺建築緊急調査に基づくと、熊本県において造営年代を示す棟札等の明確な根拠がある神社神殿では最も古い。また、数少ない 4 間社という形式は、中世以来の形式を踏襲している可能性が高い。

拝殿の建立時期は、神殿よりもやや時代が下る江戸時代中期と思われるが、妻入の形式と神殿・拝殿の配置は中世以来の姿が継承されている。

棟札も国造神社神殿が寛文 13 年 4 月に熊本藩によって再興されたことを示す史料として重要である。なお、熊本藩奉行所の記録「延宝元年 御奉行所日

	<p>帳」は、寛文 13 年 4 月 23 日の当社の遷宮を記している。</p> <p>また、神殿・拝殿は、かつて国指定天然記念物であった「^{ての}手野のスギ」をはじめとする木立と一体となって歴史的環境を形成し、近世以前の当社の景観を伝えている。神殿・拝殿はその主要な景観要素として貴重である。</p> <p>国造神社神殿・拝殿は、熊本県を代表する神社建築の一つであるため、県の重要文化財に指定し、保護を図るものである。</p>
<p>主要参考 文献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・『官幣大社阿蘇神社由緒竝二配祀神名調書』 大正 12 年 11 月 ・熊本県教育委員会編 『熊本県の近世社寺建築-熊本県近世社寺建築緊急調査報告書-』 昭和 61 年

調書

美里町「木造天部立像（伝十一面観音菩薩立像）」の県指定重要文化財（彫刻）の指定について

名 称	木造天部立像（伝十一面観音菩薩立像） （もくぞうてんぶりゅうぞう（でんじゅういちめんかんのんぼさつりゅうぞう））
員 数	1 軀
種 別	重要文化財（彫刻）
指定理由	熊本県文化財指定及び選定基準 第2（1）、（3）
申 請 者	美里町教育委員会
所 在 地	下益城郡美里町甲佐平 2110 番地（福城寺）
所 有 者	宗教法人 福城寺
概 要	<p>木造天部立像（伝十一面観音菩薩立像）（以下、「本像」とする。）は、下益城郡美里町甲佐平に所在する天台宗寺院・福城寺の本尊である。榿材の木造で、内彫りを施さない。像高103.5cmを測る。現状の彩色は後補である。</p> <p>本像の特徴として挙げられる、幅広く顎が短い童形の面部や、分厚く量感のある体軀表現は、滋賀県・櫛野寺吉祥天立像（10世紀、国指定重要文化財）や、滋賀県・浄土寺天部立像（10世紀）等に共通する。また、着衣の皺に表される「翻波式衣文」や、足元で折り返す衣文の「猪目型」は、平安時代前期の彫刻に特徴的にみられる表現である。</p> <p>以上の検討から、本像の作風は、平安時代前期の典型的な造形を示していると言える。同種の仏像が近江国（現在の滋賀県周辺）比叡山延暦寺を総本山とする天台宗寺院に散見されることは、先学の研究により裏付けられてきた通りだが、熊本県下において、本像以外に類例は見つかっていない。</p> <p>現在、本像は十一面観音菩薩として祀られており、頭部には後補の頭上面やその取付け穴が残る。しかし、唐服をまとう姿から、本来は吉祥天等の天部立像として造像されたとも考えられている。なお、肥後国における吉祥天信仰は、宇城市に所在する浄水寺碑（国指定重要文化財）から明らかとされており、本像が吉祥悔過の本尊として造像された可能性も提示される。</p> <p>さらに、寺伝によれば、本像は明治時代に福城寺で起こった火災以降に阿蘇地域から移坐されたものという。阿蘇神社伝来の『阿蘇家文書』の記載からは、福城寺が甲佐神社の上宮であったことが知られる。甲佐神社は阿蘇神社の主要な末社であり、阿蘇神社では本地仏を十一面観音菩薩とする健磐龍命を主祭神として祀る。本像の現在地への移動の経緯は不明だが、伝来の中で天部像から十一面観音菩薩像へと造り替えられた可能性が示唆される点も興味深い。</p> <p>以上に述べたように、本像は熊本県に残る数少ない天台宗関係の平安時代前期彫刻として貴重である。さらに、本像成立においては平安時代の肥後国における吉祥悔過の盛行と関わる可能性が、また、天部像から十一面観音菩薩像への改変の背景には福城寺と阿蘇神信仰との強い関わりがある可能性が考えら</p>

	<p>れ、本像は肥後国における信仰と造像の歴史に関わる重要な作例と言える。 これにより、県の重要文化財に指定し、保護をはかるものである。</p>
<p>主要参考 文献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・『平成 21 年度秋季特別展覧会 八代の歴史と文化 19 みほとけの貌 熊本 県南部の仏像 』図録（八代市立博物館未来の森ミュージアム、2009 年） ・石原浩「熊本の平安前期仏像 美里町福城寺の伝十一面観音像を中心に 」 『2011 日韓歴史シンポジウム in 熊本 仏像から見た日本と韓国 発表資料 集』（2011 年） ・『大日本古文書 家わけ十三ノ一 阿蘇文書之一』（東京大学史料編纂所、 1952 年） ・『大日本古文書 家わけ十三ノ二 阿蘇文書之二』（同上、1972 年）

調書

熊本市「寛政津波教訓碑」の県指定重要文化財（歴史資料）の指定について

名 称	寛政津波教訓碑（かんせいつなみきょうくんひ）
員 数	1 基
種 別	重要文化財（歴史資料）
指定理由	熊本県文化財指定及び選定基準 第 1 - 5（ 1 ）
申 請 者	熊本市教育委員会
所 在 地	熊本市西区河内町船津 2941 番 3
所 有 者	熊本市
概 要	<p>寛政 4 年（1792 年）4 月朔日、雲仙普賢岳噴火に伴う前山（眉山）の崩壊により、有明海で大規模な津波が発生した。「島原大變・肥後迷惑」とも呼ばれるこの災害の犠牲者は肥前国側で約 1 万人、肥後国側で約 5 千人とされる。津波で甚大な被害を受けた熊本藩領の有明海沿岸地域には、被災の記憶を後世に伝える供養塔や墓碑等が数多く残されている。なかでも、五町手永船津村（現熊本市西区河内町）には津波の教訓を刻んだ津波教訓碑がある。</p> <p>寛政津波教訓碑は、高さ 192.3cm、一辺幅 41.0cm の安山岩製の方柱である。側面の 4 面に津波の教訓を刻む。元々は船津巖島神社の東参道入口にあったが、道路改良工事によって現在地に移設された。</p> <p>津波教訓碑は「島原大變・肥後迷惑」から 3 年後、園田養助と鹿子木幸平（量平）の願い出により建立された。園田は寛政 6 年（1794 年）7 月に五町手永惣庄屋となり、津波によって破損した堤防の修理等、被災地の復興に尽力した。鹿子木は同手永鹿子木村・西梶尾村の庄屋で、被災直後から河内浦海辺へ出向き、死体や流出した家屋の片付け・生存者の救恤等につとめた。寛政 7 年（1795 年）6 月に 2 人が藩に提出した願書によると、海辺の河内・船津・白濱・近津 4 村のうち最も人が行き交う船津村に碑を建立し、記憶の風化を防ぐ教訓としたことが分かる。また、建立費用一式は住民からの寄附を中心とする計画で、後代に残す碑文は藩に作成を依頼した。その結果、時習館教授の高本紫溟が作成した碑文には災害による被害規模とともに、「後代もしかゝる事あらん時八、慾をはなれ、万の物を顧す、たゝ老たるをたすけ、幼をたつさへて、速にさけのくへし、かねて其道をもさため置て、急難にのそみて、まよふことなかれ」という教訓が刻まれた。地域住民が理解できるよう、かな交じりの和文で書かれている点が特徴である。</p> <p>寛政津波教訓碑は近世日本における未曾有の大災害を経験した地域住民側が発案して藩と合作し、津波の教訓を残した大変貴重な歴史資料である。江戸期の津波供養碑は各地にみられるが、教訓の継承だけを目的としたものは県内では同碑が唯一で、全国的にも珍しい歴史資料といえる。</p> <p>これにより、県の重要文化財に指定し、保護を図るものである。</p>

参考文献	<ul style="list-style-type: none"> ・「先祖附」(花岡興輝『近世大名の領国支配の構造』国書刊行会、1976年)。 ・「寛政四年津波記録」「寛政四年四月朔日高波記」(東京大学地震研究所編刊『新収日本地震史料』第四巻別巻1984年)。 ・新熊本市史編纂委員会編『新熊本市史 別編 第二巻 民俗・文化財』熊本市、1996年)。 ・倉地克直「津波の記憶」(水本邦彦編『人々の営みと近世の自然』吉川弘文館、2013年)。 ・熊本県立美術館編刊『震災と復興のメモリー』(2017年)。 ・前川清一「長崎・熊本 寛政四年の大津波による石造物について」(『日本の石仏』177、2022年)。
------	--

1 指定候補概要

区分	文化財名称	市町村	概要
重要文化財 (建造物)	こくぞうじんじゃ しんでん はいでん 国造神社 神殿・拝殿 つけたりむなふだ 附棟札	阿蘇市	寛文 ^{かんぶん} 13年(1673年)に建立された神殿と江戸時代中期に建立された拝殿。神殿は熊本藩領で最古級の神社建築。木立に囲まれ神殿と拝殿が建つ歴史的景観は近世以前の姿を今に伝える。 あわせて、神殿の棟札も熊本藩によって再興されたことを示す史料として重要。
重要文化財 (彫刻)	もくぞうてんぶりゅうぞう 木造天部立像 でんじゅういちめんかんのんぼさつりゅうぞう (伝十一面観音菩薩立像)	美里町	県内に残る数少ない平安時代前期(10世紀)の作と考えられる仏像。肥後国における広域的・長期的な信仰の歴史に関わる重要な作例。
重要文化財 (歴史資料)	かんせいつなみきょうくんひ 寛政津波教訓碑	熊本市	寛政 ^{かんせい} 4年(1792年)に発生した雲仙普賢岳噴火に伴う津波被害の教訓を刻む石碑。地域住民からの発案で藩と合作して建立された。江戸期の津波供養碑は各地にみられるが、教訓の継承だけを目的としたものは県内では本石碑が唯一で、全国的にも珍しい。

重要文化財(建造物)の指定は、令和5年度(2023年度)の「中山手永における石橋群 附 石碑2基」(宇城市・美里町)以来、49件目。

重要文化財(彫刻)の指定は、令和元年度(2019年度)の「木造二天王立像」(あさぎり町)以来55件目。

重要文化財(歴史資料)は、令和2年度(2020年度)の「金春流中村家能楽等関連資料」(熊本市)以来、7件目。



指定候補位置図

重要文化財（建造物） 国造神社 神殿・拝殿 附棟札

- (1) 名称 国造神社 神殿・拝殿 附棟札
こくぞうじんじゃ しんでん・はいでん つけたりむなふだ
- (2) 員数 2棟
- (3) 所在地 阿蘇市一の宮町手野 2110 番 1
- (4) 所有者 宗教法人 国造神社
- (5) 年代 神殿：寛文^{かんぶん}13年（1673年）
拝殿：江戸時代中期
- (6) 公開 公開（神殿内部は非公開）
- (7) 文化財概要



国造神社 神殿・拝殿
（奥：神殿、手前：拝殿）
撮影：阿蘇市教育委員会

【指定のポイント】

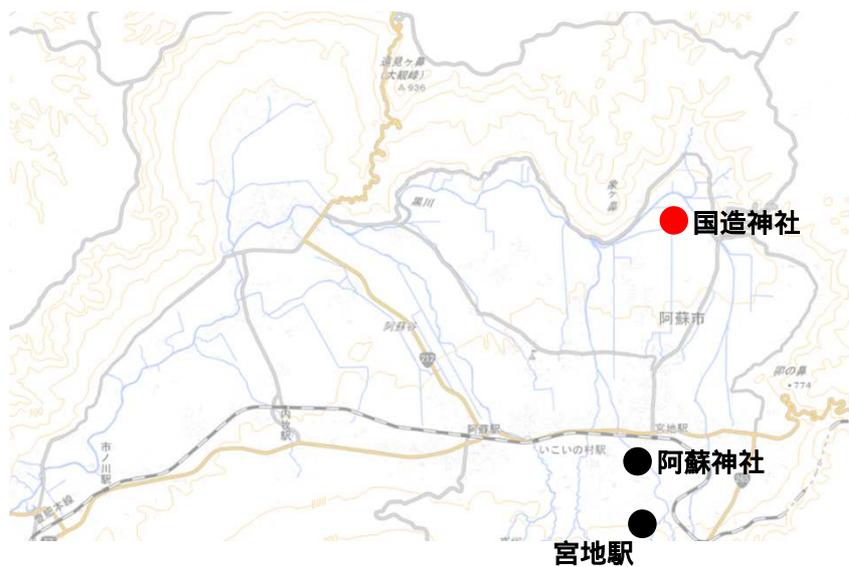
- ・ 神殿は、熊本藩において造営年代を示す棟札等明確な根拠がある神社神殿の中で最も古い。拝殿は、江戸時代中期の建立。
 - ・ 神殿・拝殿の形式や配置は中世以来の姿を継承しており、木立に囲まれ神殿と拝殿が建つ歴史的景観は近世以前の姿を伝える。
 - ・ あわせて、神殿の棟札も寛文 13 年 4 月に熊本藩によって再興されたことを示す史料として重要。
- ・ 国造神社は景行天皇 18 年（88 年）に勅^{ちよく}により修造^{しゅうぞう}され、速瓶玉命・雨宮媛命・高橋神・火宮神の 4 神を祀るとされる。
 - ・ 社殿は、鳥居の奥、一段高くなった敷地に拝殿、後方に幣殿、そして神殿が配される。
 - ・ 「阿蘇神社縁起絵巻断簡写^{じんじやえんぎえまきだんかんうつし}」（阿蘇家文書、熊本大学所蔵）と「阿蘇社社殿絵巻」（阿蘇神社所蔵）に中世の国造神社の様子が示されている。
 - ・ 神殿の棟札から、寛文 12 年（1672 年）に神殿・拝殿が全焼し、神殿は寛文 13 年（1673 年）に細川家第 3 代熊本藩主細川綱利によって再興された。
 - ・ 4 間社の神殿や妻入の拝殿、建物配置は中世以来の姿を継承している可能性が高い。
 - ・ 棟札も神殿が寛文 13 年 4 月に熊本藩によって再興されたことを示す史料として重要である。
 - ・ 神殿・拝殿は、かつて国指定天然記念物であった「手野のスギ^{ての}」をはじめとする木立と一体となって歴史的環境を形成し、近世以前の当社の景観を伝えている。

（神殿の概要）

- ・ 桁行^{けたゆき}4間、梁間^{はりま}2間、入母屋造^{いりもやづくり}、平入、向拝^{こうはい}3間、銅板葺。
- ・ 4間の柱間に4神を祀る宮殿を安置する。
- ・ 4間社の神殿は熊本藩では国造神社のみ。
- ・ 建立年代は棟札や建物の細部意匠等から寛文 13 年。

（拝殿の概要）

- ・ 桁行3間、梁間3件、入母屋造、妻入、正面1間向拝付、銅板葺。
- ・ 建立年代は建物の細部意匠等から江戸時代中期。



国造神社 神殿・拝殿位置図



国造神社 神殿
撮影：阿蘇市教育委員会



国造神社 拝殿
撮影：阿蘇市教育委員会

重要文化財（彫刻） 木造天部立像（伝十一面観音菩薩立像）

- (1) 名称 木造天部立像（伝十一面観音菩薩立像）
もくぞうてんぶりゅうぞう（でんじゅういちめんかんのんぼさつりゅうぞう）
- (2) 員数 1 軀
- (3) 所在地 下益城郡美里町甲佐平 2110 番地（福城寺）
- (4) 所有者 宗教法人 福城寺
- (5) 年代 10 世紀
- (6) 拝観 福城寺に問合せが必要
- (7) 文化財概要

【指定のポイント】

- ・県内に残る数少ない天台宗関係の平安時代前期彫刻として貴重¹。
 - ・本像の成立と改変から、肥後国における信仰と造像の歴史に関わる重要な作例。
-
- ・下益城郡美里町甲佐平に所在する天台宗寺院福城寺の本尊。
 - ・類例²や作風から平安時代前期の典型的な造形を示し 10 世紀の造像³と考えられる。
 - ・現在は十一面観音菩薩像として祀られているが、唐服をまとう姿から本来は吉祥天等の天部像であったと考えられる。
 - ・寺伝によると本像は明治時代に福城寺で発生した火災以降に阿蘇地域から移坐⁴されたとされるが、移動の経緯は不明。
 - ・『阿蘇家文書』によると福城寺は阿蘇神社の末社であった甲佐神社の上宮である。阿蘇神社は本地仏を十一面観音菩薩とする健甞龍命を主祭神としていることから、伝来の中で天部像から十一面観音菩薩像へと造り替えられた可能性がある。

（木造天部立像の概要）

- ・像高 103.5 cm。
- ・カヤ材の一木造で内割りを施さない。
- ・彩色及び頭上面は後補。
- ・幅広で顎が短い童形の面部や分厚く量感がある体軀が特徴。
- ・着衣の皺に表される「翻波式衣文³」や足元で折り返す衣文の「猪目型⁴」は平安時代前期の彫刻に特徴的な表現。

1 県内で指定されている平安時代前期の仏像は、康平寺木造地藏菩薩立像（山鹿市） 中山観音堂木造聖観音菩薩立像（多良木町）のみ。

2 櫛野寺吉祥天立像（滋賀県・10 世紀・国指定重要文化財）や浄土寺天部立像（滋賀県・10 世紀）と共通する。

3 平安時代前期の木彫像に見られる表現で、衣文（衣の皺）を浅い波と深い波を交互に彫ってさざなみが立ったように表現する方法。

4 ハートのような形のこと。



木造天部立像（伝十一面観音菩薩立像）位置図



撮影：熊本県立美術館

木造天部立像（伝十一面観音菩薩立像）
撮影：熊本県立美術館

重要文化財（歴史資料） 寛政津波教訓碑

- (1) 名称 寛政津波教訓碑
かんせいつなみきょうくんひ
- (2) 員数 1基
- (3) 所在地 熊本市西区河内町船津 2941 番 3
- (4) 所有者 熊本市
- (5) 年代 寛政 7 年（1795 年）
- (6) 公開 公開
- (7) 文化財概要

【指定のポイント】

- ・ 寛政津波教訓碑（以下「教訓碑」）は津波の教訓を記した石碑で、未曾有の大災害を経験した地域住民からの発案で藩と合作して建立した大変貴重な歴史資料。
- ・ 津波の教訓を記した石碑は各地にみられるが、江戸期において教訓の継承だけを目的にしたものは県内では本碑が唯一で、全国的にも珍しい。

- ・ 寛政 4 年（1792 年）4 月朔日の雲仙普賢岳噴火に伴う前山（眉山）の崩壊により、有明海で大規模な津波が発生した。「島原大変・肥後迷惑」と呼ばれるこの災害の犠牲者は肥前国で約 1 万人、肥後国で約 5 千人とされる。
- ・ 津波で甚大な被害を受けた熊本藩領の有明海沿岸には被災の記憶を後世に伝える供養塔や墓碑等が数多く残されている。江戸期の津波供養碑は各地にみられるが、教訓の継承だけを目的としたものは県内では同碑が唯一で、全国的にも珍しい歴史資料といえる。
- ・ 教訓碑は、園田養助と鹿子木幸平（量平）の願い出により寛文 7 年に建立され、碑文は時習館教授高本紫溟が作成した。
- ・ 教訓碑は賛同者からの寄附を募る計画で建立された。

（教訓碑の概要）

- ・ 高さ 192.3 cm、41.0 cm 四方。安山岩製。
- ・ 教訓碑側面の 4 面に津波の教訓を刻む。
- ・ もとは船津巖島神社東参道入口に所在したが、道路改良に伴い現在地へ移設された。
- ・ 地域住民が理解できるよう、かな交じりの和文で書かれている点が特徴。

（教訓碑碑文抜粋）

「（前略）後代もしかゝる事あらん時八、慾をはなれ、万の物を顧す、たゝ老たるをたすけ、幼をたつさへて、速にさけのくへし、かねて其道をもさため置て、急難にのそみて、まよふことなかれ、（後略）」



寛政津波教訓碑位置図



寛政津波教訓碑
 撮影：熊本県教育委員会

2 文化財指定後の県指定文化財の件数

区分		現在の指定件数 (A)	今回の指定件数 (B)	合計 (A + B)
重要文化財	建造物	4 8 件	1 件	4 9 件
	絵画	1 2 件	0 件	1 2 件
	彫刻	5 4 件	1 件	5 5 件
	工芸品	6 0 件	0 件	6 0 件
	書跡	3 1 件	0 件	3 1 件
	典籍	0 件	0 件	0 件
	古文書	4 件	0 件	4 件
	考古資料	1 5 件	0 件	1 5 件
	歴史資料	6 件	1 件	7 件
	小計 (a)	2 3 0 件	3 件	2 3 3 件
無形文化財	芸能	3 件	0 件	3 件
	工芸技術	1 件	0 件	1 件
	小計 (b)	4 件	0 件	4 件
民俗文化財	有形民俗文化財	8 件	0 件	8 件
	無形民俗文化財	3 5 件	0 件	3 5 件
	小計 (c)	4 3 件	0 件	4 3 件
記念物	史跡	7 9 件	0 件	7 9 件
	名勝	4 件	0 件	4 件
	天然記念物	3 6 件	0 件	3 6 件
	小計 (d)	1 1 9 件	0 件	1 1 9 件
合計 (a + b + c + d)		3 9 6 件	3 件	3 9 9 件

名勝及び天然記念物など同一の物件で2つの種別に重複して指定が行われている場合は、それぞれの種別につき1件として数えています。

3 過去10年における文化財の県指定答申実績

年度	審議会 開催日 (答申日)	答申 件数	答申文化財
平成26年度 (2014年度)	3月23日	1件	・門前川目鑑橋(建造物、御船町)
平成27年度 (2015年度)	3月23日	1件	・木造聖観音菩薩立像及び木造四天王立像 (彫刻、多良木町)
平成28年度 (2016年度)			平成28年熊本地震の影響により諮問実施せず
平成29年度 (2017年度)	2月27日	4件	・下里御大師堂附厨子(建造物、湯前町) ・千利休書状(二月十四日)(書跡、八代市) ・細川忠興・忠利発給文書群(古文書、熊本市) ・津森神宮お法使祭 (無形民俗、益城町・菊陽町・西原村)
平成30年度 (2018年度)	1月31日	3件	・黒系威横矧二枚胴具足(工芸品、熊本市) ・長目塚古墳出土品(考古資料、阿蘇市) ・馬場楠井手の鼻ぐり(史跡、菊陽町)
令和元年度 (2019年度)	1月31日	2件	・木造二天王立像(彫刻、あさぎり町) ・宇土半島の御輿来海岸及びその周辺の砂紋 (名勝、宇土市)
令和2年度 (2020年度)	2月9日	2件	・金春流中村家能楽等関連資料(歴史資料、熊本市) ・両迫間日渡遺跡出土祭祀遺物(考古資料、玉名市)
令和3年度 (2021年度)			新型コロナウイルス感染症の影響で諮問実施せず
令和4年度 (2022年度)	7月29日	1件	・中山観音堂の鰐口(工芸品、多良木町)
	2月3日	1件	・福田寺の五輪塔(建造物、益城町)
令和5年度 (2023年度)	2月8日	3件	・中山手永における石橋群 附 石碑2基 (建造物、宇城市・美里町) ・野原八幡宮祭事簿(古文書、荒尾市) ・鹿目の滝(名勝、人吉市)

第2章 県重要文化財
(指定)

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第2条第1項第1号で規定する有形文化財をいい、法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち、県民にとって重要なものを熊本県指定重要文化財(以下「県重要文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権限に基づく占有者が存するときは、その者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権限に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、熊本県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示して行うものとする。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該重要文化財の所有者に指定書を交付するものとする。

附 則(平成17年3月24日条例第31号)
この条例は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則 抜粋

平成 20 年 3 月 14 日教育委員会規則第 5 号、
改正 平成 20 年 11 月 14 日教育委員会規則第 21 号
平成 24 年 3 月 30 日教育委員会規則第 7 号
平成 27 年 3 月 31 日教育委員会規則第 4 号

(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育政策及び教育行政の基本方針
- (2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事
- (3) 学校その他の教育機関の設置及び廃止
- (4) 教育長、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事
- (5) 懲戒及び分限免職
- (6) 教育予算その他教育に関する議会の議決を経るべき事件の議案について知事に意見を申し出ること
- (7) 法第 26 条による教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事

[法第 26 条]

- (8) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 5 第 3 項、第 245 条の 6 又は第 245 条の 7 第 2 項の規定により、市町村教育委員会に対する是正又は改善の要求、勧告又は指示を行う事

[地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 5 第 3 項] [第 245 条の 6] [第 245 条の 7 第 2 項]

- (9) 学校その他の教育機関の名称及び敷地の決定又は変更
- (10) 人事異動の基本方針
- (11) 教育課程の基本方針
- (12) 県立学校教科用図書採択の基本方針及び教科用図書の採択
- (13) 県立学校入学者選抜の基本方針
- (14) 県立学校生徒募集定員の決定
- (15) 高等学校通学区域の設定及び変更
- (16) 県立学校施設整備の基本方針
- (17) 法令又は条例に基づく委員の任命及び委嘱

(18) 文化財の指定

- (19) 近代文化功労者の顕彰
- (20) 教育功労者の表彰及びその他の表彰
- (21) 教育委員会の所管に属する特例民法法人及び公益信託に関する事務のうち、許可、認可及び承認に関する事

[民法]

- (22) 教育委員会が管理する行政文書の開示その他情報公開に関する事
- (23) 教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する事
- (24) 教育職員免許状に関する事
- (25) 教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の候補者の選定

2 教育長は、前項各号に掲げるもののほか、重要又は異例に属する事務については、教育委員会に付議しなければならない。

熊本県文化財指定及び選定基準 抜粋

昭和 51 年 10 月 27 日

熊本県文化財保護条例第 4 条、第 20 条、第 27 条、第 35 条及び第 41 条に規定する熊本県文化財の指定及び選定は、当分の間、次の基準により行う。

第 1 重要文化財

1 建造物

(1) 国の指定文化財に準ずるもの。

(2) 県の文化に密接な関係があるもののうち、技術的に優秀なもの、歴史的価値の高いもの。

(3) 保存上重点的な措置が必要なものとして、次に掲げるもの。

ア 鎌倉時代以前の石造塔墓で、完型または完型に近いもの。

イ 室町時代の石幢六地藏で、完型または完型に近いもの。

ウ 江戸時代の代表的な寺社建築、民家、眼鏡橋。

エ 明治以降の建造物ですぐれたもの。

2 絵画、彫刻、工芸

(1) 国の指定文化財に準ずるもの。

(2) 県に在住した作家の手になったものですぐれたもの。

(3) 県の絵画、彫刻、工芸史上または文化史上貴重なものですぐれたもの。

5 歴史資料

(1) 国の指定文化財に準ずるもの。

【参考】国宝及び重要文化財指定基準 抜粋

昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号

歴史資料の部

重要文化財

- 一 政治、経済、社会、文化、科学技術等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち 学術的価値の特に高いもの
- 二 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 三 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 四 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

熊本県文化財保護審議会委員名簿（任期：R6.6.1～R8.5.31）

NO	分野	氏名	所属・役職等
1	建築 - 古建築	伊東 龍一	熊本大学名誉教授
2	建築 - 近代化遺産	森山 学	熊本高等専門学校建築社会デザイン工学科教授
3	建築 - 近世・意匠	小粥 祐子	崇城大学工学部建築学科准教授
4	建築-町並み	大森 洋子	久留米工業大学工学部 建築・設備工学科教授 (学長補佐 (地域連携センター長))
5	建築・史跡	五島 昌也	佐賀県地域交流部文化課文化財保護・活用室文化財保存・活用アドバイザー
6	建築(石造物)・記念物	前川 清一	肥後金石研究会主宰、元県文化課課長補佐
7	美術工芸 - 古文書	稲葉 継陽	熊本大学永青文庫研究センター長
8	美術工芸 - 古文書	小川 弘和	熊本学園大学経済学部経済学科教授
9	美術工芸 - 彫刻	中西 真美子	熊本県立図書館
10	美術工芸・無形	山崎 撰	八代市立博物館未来の森ミュージアム副館長補佐兼学芸係長
11	美術工芸・民俗	竹原 明理	熊本市立熊本博物館学芸員
12	民俗	山下 裕作	熊本大学大学院教授
13	美術工芸 - 考古資料 ・記念物 - 史跡	小畑 弘己	熊本大学大学院教授
14	美術工芸 - 考古資料 ・記念物 - 史跡	杉井 健	熊本大学大学院教授
15	記念物 - 名勝	藤田 直子	筑波大学芸術系教授
16	記念物 - 植物	副島 顕子	熊本大学大学院教授
17	記念物 - 地質鉱物	田中 均	熊本県博物館ネットワークセンターミュージアムパートナー